

税務証明交付申請の窓口について

1. 取り扱い窓口

- (1) 藤枝市役所 納税課(西館2階) ※土曜日は市民課東館1階
- (2) 岡部支所
- (3) 各地区行政センター(公民館)・文化センター

2. 取り扱い証明

- (1) 藤枝市役所 納税課(西館2階)
すべての証明
- (2) 岡部支所
所得課税証明書、課税証明書、納税証明書
- (3) 各地区行政センター(公民館)・文化センター
所得課税証明書、課税証明書

3. 受付時間

- (1) 藤枝市役所および岡部支所、文化センター
午前8時30分～午後5時15分まで(日曜・祝日および年末年始除く)
- (2) 各地区行政センター(公民館)
午前8時30分～午後5時まで(月曜・日曜・祝日および年末年始除く)

4. 注意事項

- (1) 所得(課税)証明書は、当該年度の1月1日に住民登録をしていた市町村で発行可能です。
- (2) 住民登録上、同一世帯以外の方が申請する場合や、転出後に本人以外の方が証明を申請する場合は委任状が必要となります。